

女川町監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和3年8月18日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠 一



監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和3年7月26日（月）
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

- (1) 6月支出分水道事業会計の支出伝票の審査
対象科目：全科目 合計 55件
- (2) 6月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査
対象科目：一般会計：第10款～第13款
特別会計：介護保険、下水道事業、浄化槽事業特別会計
人件費分、交際費分、100万円以上分
合計 445件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- (1) 6月支出分水道事業会計支出関係書類の監査
6月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。
- (2) 6月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査
6月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 6月支出分水道事業会計支出関係書類監査について
概ね良好に処理されていると認められた。
- (2) 6月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について
5月分の支払いとともに、4月分経費の支払いが見受けられたが、そのほかは概ね良好に処理されていると認められた。

（指摘事項）

- 4月分の支払いが6月に発生した原因としては、業者からの請求書等の提出の遅延、担当者の支出命令書等の回付滞りなどが考えられる。いずれの場合であっても、支払い遅延が発生するような状況は、各担当部署においてチェック機能が効果的に働いておらず、部署内の情報共有もなされていないためと思わ

れる。それらの改善とともに、職責を明確にし、浸透させることが望まれる。

- ・ 町が指定管理者を指定して管理を委託している女川温泉ゆぽぽが、2月と5月の地震により被害を受け、その原因究明のため休業している。休業中も人件費等の固定費は発生している。原因究明も重要ではあるが、休業期間の機会損失や営業補償も考慮し、早期の再開を望む。
- ・ 今年度から女川町、(株)女川魚市場及び女川魚市場買受人協同組合の三者で漁船誘致促進協議会が設立されており、負担金として町からは500万円支出されている。設立の目的は、さらなる機動性の確保である。従前は実費を三者で案分し負担していたところ、稟議によるタイムロスを改善することが狙いである。公金の支出がある以上、その使途が注視される。役員構成を見ると、監事が内部からの1名のみとなっている。外形的な客観性を維持するためにも、監事の外部からの登用及び複数名の就任を検討されたい。